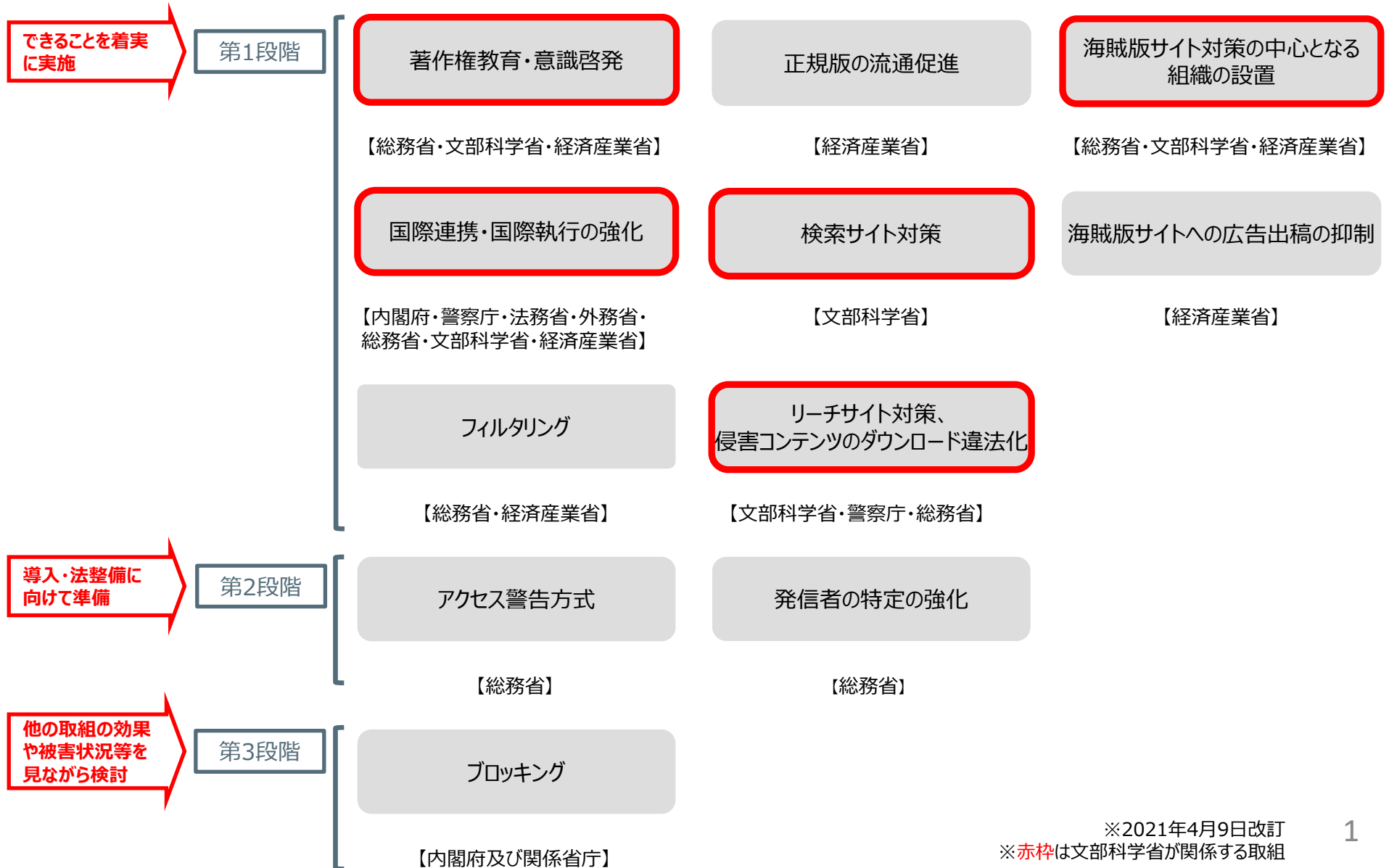


文化庁の 国内外における著作権保護の推進

インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー

「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」等の議論を踏まえ、海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するため、以下に掲げる対策を段階的に実施する。



- 国内外における著作権保護の実効性を高めるため、**I. 著作権制度の整備**、**II. 権利執行の強化**、**III. 普及啓発**に係る取組を実施。
- 国際的なルールづくりの推進のため、国際条約に関する議論に積極的に参画。

I. 著作権制度の整備

【スライド 3】

アジア・太平洋地域の途上国における著作権制度整備支援
(アジア地域著作権制度普及促進事業)

<具体的な取組>

- ◆ 著作権制度に関するセミナーの開催
- ◆ 著作権に関する国際会議の開催
- ◆ 制度整備支援のための研修の実施 等



国際的なルールづくりへの参画
(著作権に関する国際的な課題への対応)

<具体的な取組>

- ◆ 経済連携協定等の交渉への参画
- ◆ WIPO放送条約に関する議論への参画 等

海賊版対策

II. 権利行使強化の支援

【スライド 4~7】

政府間協議を通じた働きかけ、侵害発生国の人材育成支援による環境整備の推進

<具体的な取組>

- ◆ 政府間協議における取締強化等の要請
- ◆ トレーニングセミナー(取締機関職員対象)の実施
- ◆ 海外における著作権侵害対策ハンドブックの作成
- ◆ 相談窓口 等

III. 普及啓発

【スライド 8~10】

著作権侵害の防止に向けた普及啓発活動
(侵害発生国政府、国内権利者等と連携して実施)

<具体的な取組>

- ◆ 普及啓発教材の作成
- ◆ 普及啓発教材のSNS等を通じた広報等



国内外における著作権侵害の抑制
我が国権利者による権利行使の推進

➡ 正規流通のさらなる促進

I. 著作権制度の整備（これまでの主な取組）

➤ 国際機関と連携して実施する「アジア地域著作権制度普及促進事業」

世界知的所有権機関（WIPO）に、平成5年度から毎年継続的に信託基金を拠出し、WIPOとの協力の下、アジア太平洋地域の途上国における著作権法の整備と条約への加盟促進、著作権侵害に対する取締の強化及び著作権管理団体の育成等を支援。

地域会合	アジア・太平洋地域における著作権に関する共通課題を検討する会合、シンポジウム等 H5年度から実施。
東京特別研修プログラム	途上国の著作権当局職員、執行機関（税関、警察、裁判所等）職員等を対象とした、著作権の保護（エンフォースメント含む）に関する訪日研修 H6年度から実施。
集中管理団体実務研修	途上国の政府職員や集中管理団体の職員を対象とした、著作権の集中管理制度に関する訪日研修 H12から実施。20回開催。
著作権に関する専門家派遣	途上国の著作権制度及び集中管理制度の整備について、助言を行うための専門家派遣 H11年度から実施。
ナショナルセミナー	途上国における著作権制度の普及・充実のための、特定国を対象としたセミナー H12から実施。
その他	WIPO資料の翻訳・途上国への提供、条約加盟促進のためのWIPOへのスタディビジット 等

（R5年度の取組）

著作権等に係るWIPOアジア・太平洋地域会合（於：東京）及び音楽分野の専門家及び中小企業経営者向けWIPOコーチングプログラム（於：東京、オンライン）等を開催。

II. 権利行使強化の支援（これまでの主な取組）

➤ 覚書に基づく政府間協議等

我が国コンテンツの侵害の多い中国、韓国、ベトナムの著作権担当部局と定期的に政府間協議等を実施し、適切な法整備及び運用、取締強化等を要請。

H14～	日中著作権協議の開始、日中経済パートナーシップ協議に参加、日台貿易経済会議に参加
H17～23	米欧との連携事業の実施
H18～	日韓著作権協議の開始
H21～	日中知的財産ワーキンググループに参加
H21	「日本国文化庁と中国国家版權局との著作権及び著作隣接権に係る戦略的協力に関する覚書」締結
H23	「日本国文部科学省と大韓民国文化体育観光部との著作権及び著作隣接権分野における連携強化に関する覚書」締結
H26	「日本国文部科学省とベトナム社会主義共和国文化・スポーツ・観光省との著作権及び著作隣接権に係る協力に関する覚書」締結

（R5年度の取組） 日韓著作権協議（9月）、日中著作権協議（11月）を実施

（併せて、海賊版対策に係る日韓著作権セミナーの開催、国際著作権フォーラム（中国）への出席・講演）

➤ 中国・東南アジアの政府職員等を対象とした研修

著作権当局職員や税関等取締機関職員等を対象としたトレーニングセミナー等を実施。

H19～	トレーニングセミナーの開始 ・H19から中国を中心に毎年約7都市で開催。 ・H25から東南アジアに開催都市を拡大。 ・R4からセミナー対象者を国内の著作権権利者等にも拡大。
H27～	ベトナム著作権局職員の訪日研修受入れ
H28	マレーシア知財公社（MyIPO）職員の訪日研修の実施

（R5年度の取組） シンガポール、タイ、インドネシアを対象にトレーニングセミナーを実施。

II. 権利行使強化の支援（これまでの主な取組）

➤ 我が国企業等の海外における権利行使の支援

侵害発生国の法制度及び取締の実態等の調査、我が国の権利者が海外で権利執行する際に役立つハンドブックの作成、権利者向けセミナー等を実施。

【主なハンドブック等】

「著作権侵害対策ハンドブック」

台湾（H16,H22）、中国（H17,H20）、韓国（H18）、ヨーロッパ（イタリア共和国）（H19）、タイ（H23）

「インターネット上の著作権侵害対策ハンドブック」

欧州編（H21）、米国・韓国・インドネシア（H27）、総論（R2,R4）、米国・ロシア・ベトナム（R2）、中国（R3）

「海外における著作権侵害等に関する実態調査」

中国（H24）、タイ（H25）、インドネシア（H26）、ベトナム（H27）、マレーシア（H28）

「海外における著作権に基づく権利行使事例集」（H30）

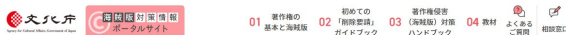
「日本コンテンツの海外展開に関する調査報告書」中国（R3）

（R5年度の取組） 「インターネット上の著作権侵害対策ハンドブック」（中南米編、インドネシア編）を作成予定。

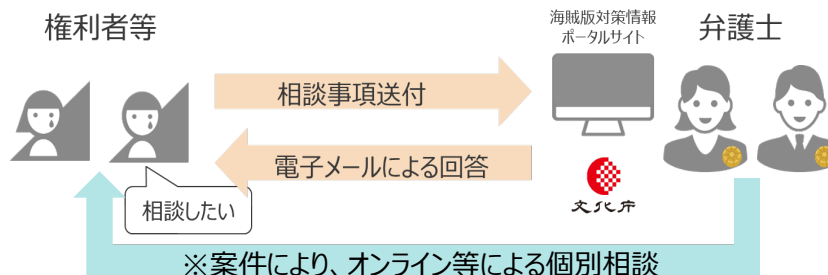
➤ 我が国企業等の海外における権利行使の支援

国内権利者等の権利行使を支援するため、令和4年6月に「インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト」を公開するとともに、同年8月、ポータルサイト内に相談窓口を開設。

【相談窓口フロー図】



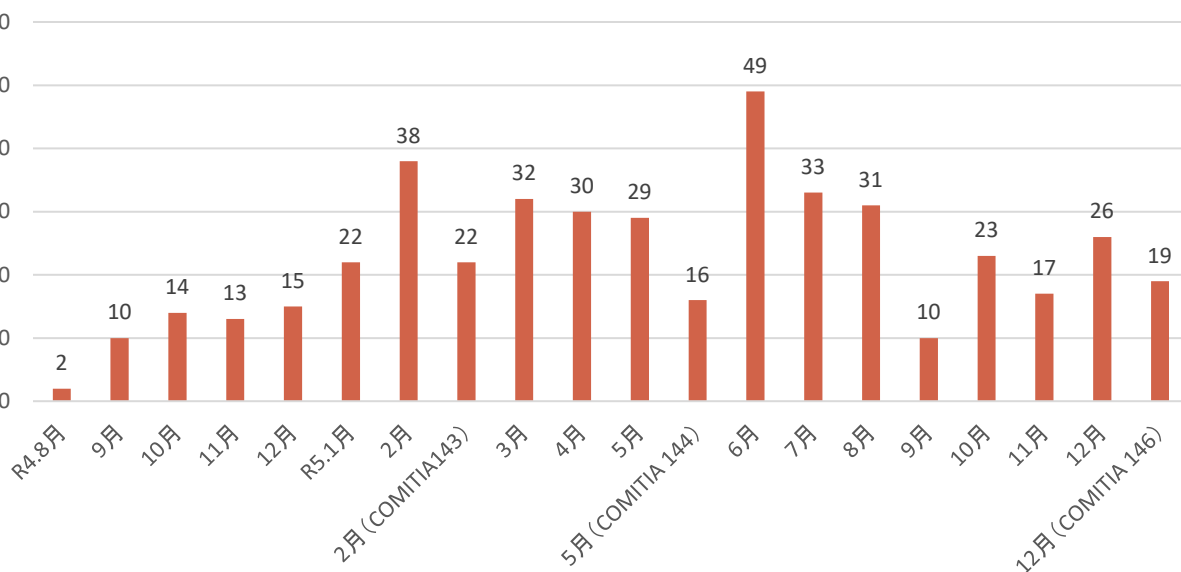
ポータルサイト
QRコード



(参考) 海賊版による著作権侵害の相談窓口の実績

- ・ 2022年8月30日（開設日）～2023年12月31日の受付件数の総数は451件。
（2022年度：168件、2023年度（12月31日時点）：283件）
- ・ 上記のうち、著作権侵害被害に関する相談の件数は142件。
（2022年度：65件、2023年度（12月31日時点）：77件）
- ・ 相談等の多いコンテンツ分野としては、イラストレーション、写真、アニメが上位3分野である。
- ・ 海外の事業者が絡む案件も多い。
▷ 侵害元の国・地域が判明しているものでは、中国・米国・旧ソビエト圏・韓国・オランダ等（サーバー所在地・プラットフォーム所在地を含む）

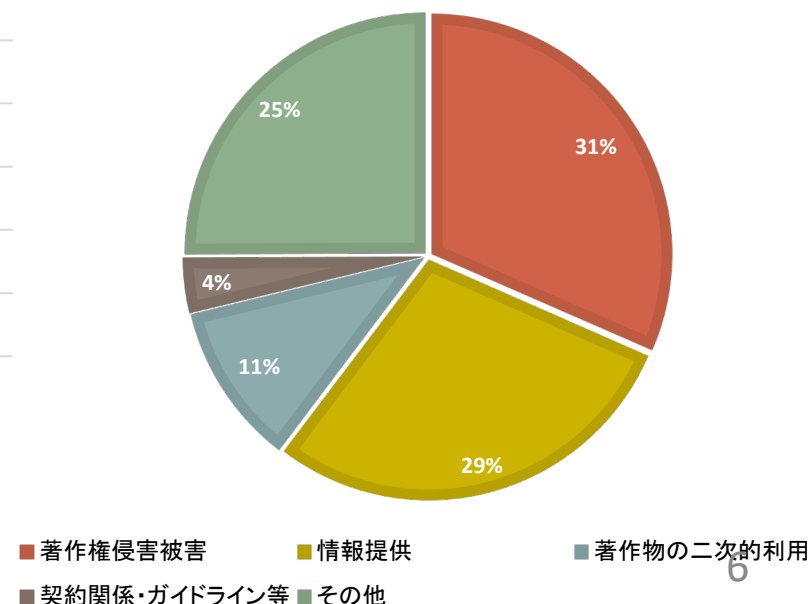
相談窓口受付件数（2022/8/30～2023/12/31）



※COMITIA：自主制作漫画誌展示即売会。対面相談ブースを出展。

相談内容・情報提供の割合

（開設日～2023/12/31）

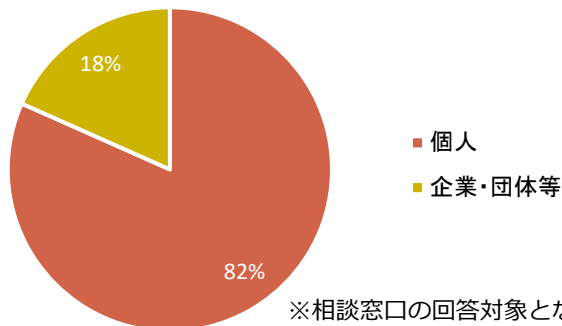


(参考) 海賊版による著作権侵害の相談窓口の実績

【相談窓口属性】

- ・相談窓口では企業や団体等に所属しない個人からの相談が多い。

相談者属性割合 (開設日～2023/12/31)



※相談窓口の回答対象となった相談者の属性を調査。

【相談事例】

【相談事例 1】

正規版有料サイトAを利用してイラストを公開しているのですがそれらが海賊版サイトBに転載されており、利用しているサイトAの運営社へ対策を依頼しましたが、個人で対応するように言われました。しかし、この海賊版サイトBはサイトAそのものをクロールしており有料無料関わらずデータを収集し、サイトAそのものを転載している状態ですので、サイトAの運営社にも対応を願いたいのですが叶いません。また、検索サイトCに対して当該サイトに載せないようにお願いしましたが連絡がありません。どうすればよいのでしょうか？

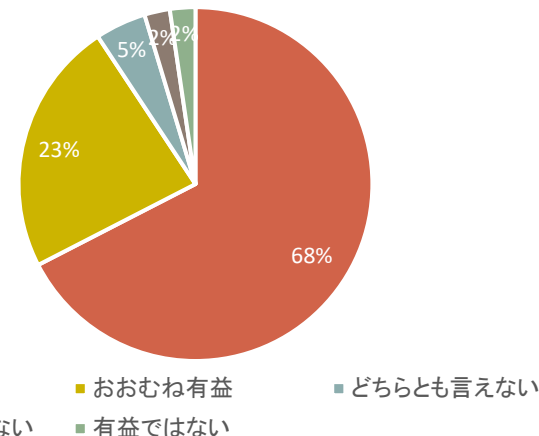
【相談事例 2】

この度弊社で販売をしている商品が海賊版サイト等で不正に共有されており、対策について相談させていただきたく連絡いたしました。幾つかの海外のサーバーで海賊行為の被害を受けており、これにより正規ルートでの購入に影響がでております。海賊行為を取り下げる方法があるか、また犯人に警告をする有効な手段があるか、御相談させていただきたいです。

【相談窓口利用後アンケート】

相談窓口利用後アンケート

(開設日～2023/12/31)



【コメント抜粋】

- ・今回、自らでDMCA申請を行った後での相談だったが、**今後の申請時のポイントや注意点を細かく教えていただけて有益**であった。
- ・米国著作権法の条文を教えてくださいありがとうございました。**具体的かつ説得力のある方法で相手方にアクションを行え**そうです。
- ・転載先が**海外の違法サイト**であったため、**個人でサイト自体を閉鎖に追い込むことは難しい**というご返答ではあったのですが、それ以外にも**個人規模で可能な対応を色々教えていただき**、大変助かりました。
- ・弁護士の方の説明は的を得ておりわかりやすかったです。**明らかな海賊版被害ながらも実質的に対応できることが無い**ということなので、**国としてもなんとかして頂きたい**。

III. 普及啓発（これまでの主な取組）

侵害発生国等における海賊版対策のため、国内外の政府関係機関や権利者団体等と連携し、著作権普及啓発教材の共同開発、侵害発生国の一般消費者を対象とした普及啓発イベント等を実施。

H16～18	「Asian Copyright Handbook」の作成とハンドブックを利用したセミナーの開催 (中国、ミャンマー、ベトナム)
H25～29	侵害発生国における著作権普及啓発のためのネットワーク・プラットフォーム形成支援事業 (インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシア) ・国内関係者間の関係構築 ・侵害発生国関係者との関係構築 ・侵害発生国における著作権普及啓発セミナー等の実施 ・著作権普及啓発教材の現地語への翻訳
H30～R3	著作権保護・普及啓発ネットワーク・プラットフォーム（ウェブサイト）の運用開始
H30～R3	ネットワークを活用した著作権普及啓発 (インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム) ・ASEAN諸国との間で構築したネットワークを活用し、相手国政府等と協力して著作権普及啓発教材の作成や普及啓発イベント等を実施。

（R5年度の取組）

東南アジア向け普及啓発動画を作成し、マレーシアで開催されたコンテンツイベントにおいて普及啓発ブースの出展を行うとともに、SNS等を通じた広報等を実施予定。

(参考) 海外に向けた普及啓発事業の実績の例

◆ハローキティの著作権広報大使の任命(2020-2021)

海外でも広く認知され親しまれているハローキティを活用した普及啓発を実施。



著作権大使任命式 2020年7月29日

◆教材の作成

- ・侵害発生国等における海賊版対策のため、特に若年層を対象とした著作権普及啓発教材を作成。
- ・文化庁ウェブサイトにて公開する他、各国政府・著作権関連団体の協力により、各組織ウェブサイトへの掲載や公式SNS等で動画を著作権普及啓発に活用。



「Copyright with Bun-chan」(2019)



「Thank You for Respecting Copyright」(2023)

◆普及啓発ブースの出展、SNS等を利用した広報等

- ・国内外の政府関係機関や権利者団体等と連携し、主に東南アジアにおけるコンテンツイベントに普及啓発ブースを出展。著作権普及啓発教材の放映や、普及啓発資料の掲載、著作権意識調査(アンケート)、著作権クイズ等を実施。
- ・SNS等の広告機能を活用した著作権普及啓発教材の広報。

【過去ブース出展例】

R2	「Japan Expo Malaysia 2020」(マレーシア)、「Book Expo Thailand 2020」(タイ)、「AFA Station TV」(インドネシア) ※ベトナムで開催予定であったイベントは新型コロナウイルスの影響により中止
R3	「AFA Station」(インドネシア、マレーシア) ※タイで開催予定であったイベントはコロナウイルスの影響により中止
R5	「Comic Festa 2024」(マレーシア)、「The 9th Japan Vietnam Festival in Ho Chi Minh City」(ベトナム)(予定)

(参考) 国内に向けた普及啓発事業の実績の例

◆みんなで考えよう!著作権と海賊版(高等学校用教材)

※令和4年度委託事業

- ・海賊版の問題を分かりやすく解説した教材を作成し、海賊版対策情報ポータルサイトに掲載。
- ・各都道府県教育委員会に教材活用についての周知依頼を実施。

教師用学習指導案・生徒用ワークシート

【学習指導案】

<公共-1>

なぜ海賊版を規制する必要があるのだろうか

—法や規範の意義及び役割—

<公共-2>

著作権侵害(海賊版)がもたらす影響

—消費者がもつ権利と、消費者として果たすべき責任—

<情報I>

なぜ私たちは著作権を守らなければならないのか

—情報社会の問題解決—

【ワークシート・資料】

- ・著作権の基本
- ・海賊版の問題を考える
- ・調べ学習等に使える著作権関連情報ウェブサイト



動画

【導入編】

違法な海賊版サイトによって、あらゆる著作物が被害を受けている現状を説明



【基礎編】

著作権の概要や海賊版サイトがどのようなもので、著作者にどのような被害が及ぶかを説明



【インタビュー編】

実際に海賊版対策を行っている出版社の立場から、海賊版サイトの実態、被害状況、海賊版対策、制作現場への影響等についての説明



ご意見をいただきたい論点例

- 諸外国や国際機関との更なる連携の在り方（例えば、現在、中国、韓国、ベトナムの著作権当局と覚書を結び、政府間協議を行っているが、追加すべき対象国・地域や、より力を入れるべき取組などはあるか）
- 国内・国外での著作権制度に係る普及啓発の在り方
- 個人クリエイター等のための著作権侵害に係る相談窓口について、運営方法の改善や、より積極的な活用に向けた周知の在り方
- デジタルプラットフォームサービス上での著作権侵害への対応の在り方（例えば、デジタルプラットフォームサービス上での著作権侵害については、権利者は対価還元のお機会そのものを逸する反面、投稿者やデジタルプラットフォームサービス事業者は広告収入を得ることもあり得るという特殊性を踏まえて、著作権侵害にどのように対応することが可能か）
- その他、文化庁としてどのような海賊版対策支援が考えられるか